

## Arşiv Belgelerine Göre Osmanlı Eğitiminde Modernleşme

İstanbul: T.C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, 2014

『文書史料に基づくオスマン朝の教育の近代化』（イスタンブル、2014年）

長谷部 圭彦

早稲田大学イスラーム地域研究機構次席研究員



オスマン朝 (ca.1300-1922) に関する研究は、直接の後継国家であるトルコ共和国 (1923-) だけでなく、欧米そして日本においても盛んに進められている。これは、オスマン朝が支配した領域の広さと、支配した時間の長さ故であるが、それを可能にしているのが、同国に関する多様かつ膨大な史料の存在である。そのなかでも、とりわけ多くの研究者が利用しているのが、イスタンブルにある首相府オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi) に収蔵されている未刊行の文書史料群である<sup>1</sup>。

『文書史料に基づくオスマン朝の教育の近代化 (Arşiv Belgelerine Göre Osmanlı Eğitiminde Modernleşme)』と題された本書は、こうした同館所蔵の未刊行史料のうち、「教育の近代化」に関するものを集め、ラテン文字に転写したものである。また、本書で取り上げられた史料の画像データも、付録のCDに収められている。

「教育の近代化」に関する未刊行史料の集成は、必ずしも本書が初めてというわけではない。史料集という形態はとっていないものの、実質的にそのような性格をもった研究書が、これまでに少なくとも二冊刊行されている。一つがエルギンによる『トルコ教育史』であり、いま一つがベルケルによる『トルコにおける初等教育 1839-1908』である<sup>2</sup>。ともに研究書であるが、同館所蔵の未刊行史料が大量に引用されているため、一種の史料集としての価値も有していた。

こうした「先行研究」とは異なり、本書は純然たる史料集である。本稿では、本書の構成を確認

したうえで、収録された史料を、形態 (文書か帳簿か)、内容 (どのような案件か)、時代 (どの時代に作成されたか)、分類 (文書館のどの分類に属する史料か) の四点から検討し、本書の意義を考えたい。

本書は359ページからなり、館長ウル・ユナル (Uğur Ünal) 氏による序文、目次、凡例に続き、【表1】に示した85件の文書が、左ページに画像が、右ページにラテン文字転写がくるかたちで掲載されている。転写が右ページに収まらない場合は、もちろん複数のページにわたって記載される。こうした転写と画像の間に、関連する写真が33点挿入されているが、これはイスタンブル大学貴重書図書館所蔵のものである。そして最後に、分類別収録文書一覧と索引が付されている。ここで、館長ユナル氏の専門について付言しておきたい。同氏は、2008年に『教育大会議 1869-1922』と『第二次立憲政期以前における高等小学校 1897-1907』を続けて上梓したように<sup>3</sup>、オスマン近代教育史を専門の一つとしている。序文には明記されていないが、本書の刊行は、氏の意向を承けたものかもしれない。

さて、首相府オスマン文書館に収められている史料は、他者に何かを伝達するために記された文書 (evrâk) と、自身あるいは後世の人が参照するために作られた帳簿 (defter) に大別されるが、これは、紙葉体か冊子体かという史料の形態にほぼ対応している<sup>4</sup>。本書には、文書と帳簿がともに収録され、文書は、本書に画像が収録されているもののみがCDに収められている。帳簿も、その

全体が収録されることはなく、その案件に関するページのみが収められている。

収録文書の内容について見ると、85件の案件は【表2】のように区分できよう。一見して分かるように、非軍事の官立学校に関するものが、その半分を占めている。これは、かなり偏った選択にも思えるが、首相府オスマン文書館に収蔵されている史料は、基本的にオスマン政府において蓄積されたものであることを考えると、官立学校に関する案件が多くなってしまふのは、やむを得ないのかもしれない。

史料の作成時期について見ると、オスマン史の一般的な時代区分に従うならば、85件の案件は【表3】のように分けられる。オスマン朝の「教育の近代化」は、セリム3世とマフムト2世による軍事系学校の設立に始まり、タンズィマート期の試行錯誤と法制化を経て、アブデュルハミト2世期、そして第二次立憲政期に結実することを考えると、収録件数は、時代ごとのバランスが考慮されていると言えよう。

最後に、収録史料が属する分類をまとめると、【表4】のようになる。ほぼ半分を占める勅旨(irâde-i seniyye)は「君主の命令」を意味し、それを収める勅旨分類は、タンズィマート期以降に関する最重要の分類である<sup>5</sup>。たしかに偏ってはいるが、当時のオスマン朝は、勅旨のある種の単位として行政を進めていたため、妥当な選択と言えよう。

以上の諸点を踏まえて、本書の意義を検討する。このような史料集に対して、それが収録していない史料や分類があること、たとえばアブデュルハミト2世期の重要な史料群であるユルドゥズ(Yıldız)分類が一点も収められていないことを指摘するのは容易である。ユルドゥズ分類の不在は、ユナル氏自身の研究ではそれが用いられているため、なおさら奇異に感じられる。

しかし、史料の選択は、ある程度恣意的にならざるを得ず、ページ数などの制約があるなか、本書は史料集として一定の価値を有していよう。とくに付属のCDにより、【表1】に示した案件については、イスタンブルに行かなくとも、未刊行史料の利用が可能となった。また、リカー体に慣れ

ない読者にとっては、本書の転写も、不統一の箇所が散見されるとはいえ、参考になるだろう。

とはいえ、このCDには不満も残る。当該請求番号に含まれるすべての文書がそれに収められていれば、本書の価値はさらに高まったであろう。

一般論で締め括るのはいまひとつだが、本稿を草して、こうした史料集を活かすも殺すも利用者次第であるとの思いを強くした。利用者が問いを発しない限り、史料は黙して語らない。しかも未刊行史料は、刊行史料と比べると、そこから得られる情報は往々にして断片的である。その断片を繋ぎ合わせて一つの像を構築する作業は、曖昧な完成図しか手元にない状態で、ときにはそれすらもない状態で、ジグソーパズルを完成させるのに似ている。パズルはそれ自体が楽しいとしても、願わくば、学術的に意義のある像を浮かびあがらせたいと思う。本書に収録されている史料が、その出発点や、断片と断片を結ぶミッシング・リンクとなるのであれば、本稿にも多少の意義を見出せよう。

【表1】収録史料

1. Hasköyで設立される陸軍技術学校の法令	12 Ocak 1808, HAT 16170
2. 陸軍技術学校へのHançerli Sultan Sarayıの割り当て	[1798], HAT 14572
3. 陸軍技術学校の設立目的に関する報告書	1827, HAT 17685-B
4. 陸軍士官学校の設立に関する報告書	1827, HAT 17474-A
5. Heybeliadaの海軍技術学校の校長の任命	[1836], HAT 28212
6. Galataで設立される医学校	7 Şubat 1839, HAT 28966
7. ヨーロッパへの留学生派遣にかえてヨーロッパからの教師の招聘	9 Mayıs 1840, İ.HR 198-4
8. 中等段階の学生のKağıthane見学	10 Temmuz 1840, İ.DH 785-M
9. 中等教育を優秀な成績で卒業した学生への褒賞	5 Nisan 1841, İ.DH 1749

- |   |   |
|---|---|
| 10. 公立学校監督官への Esat Efendi の任命<br>22 Aralık 1846, İ.DH 6923                | 29. 医学教育のトルコ語での実施<br>31 Ekim 1870, İ.DH 43260-3   |
| 11. 能力に応じた予科入学者選抜<br>23 Şubat 1853, A.MKT.NZD 73/27                       | 30. 慈善学校の管理に関する法令<br>21 Kasım 1871, İ.DUİT 116/1-4,10   |
| 12. 公教育大臣に任命される Sâmi Paşa の任務<br>15 Nisan 1857, BEO.AYN.d 1725 s.3-4      | 31. 500戸以上のすべての町における高等小学校 (rüşdiyye) の設立<br>12 Haziran 1872, MF.MKT 1/73                                      |
| 13. 公教育省への建物の割り当て<br>13 Haziran 1857, A.MKT.MHM 112/57                    | 32. 小学校の教師への試験<br>23 Temmuz 1872, MF.MKT 2/176  |
| 14. パリで開かれるオスマン学校<br>23 Ekim 1857, İ.HR 7830-1,3                          | 33. 初等師範学校の再開<br>21 Ağustos 1872, MF.MKT 3/171  |
| 15. 荒廃している学校の修繕と開校<br>10 Aralık 1857, A.MKT.NZD 245/94                    | 34. 師範学校入学希望者の試験申請に関する通告<br>8 Ekim 1872, MF.MKT 5/179   |
| 16. 行政学校の設立と法令<br>28 Kasım 1858, BEO.AYN.d 1725 s.4-6                     | 35. 高等小学校 (rüşdiyye) の次の段階として、町や都市における中学校 (idâdi) の開設<br>13 Ocak 1874, A.MKT.MHM 472/59                       |
| 17. 新たな中学校 (rüşdiyye) への、師範学校卒業生の優先的任命<br>2 Mart 1861, İ.MVL 19767-5      | 36. 高等小学校 (rüşdiyye) に生徒を送るための措置<br>16 Mart 1874, MF.MKT 17/114   |
| 18. ロバート・カレッジ設立の試み<br>29 Temmuz 1861, HR.TO 146/92-2,3                    | 37. 帝室学校における教育のトルコ語化<br>19 Haziran 1875, MF.MKT 29/1-4  |
| 19. 工芸学校の設立<br>8 Ekim 1862, İ.DH 33809-2                                  | 38. イスタンブルにおける言語学校の開設<br>24 Eylül 1879, İ.MMS 3022-1,3  |
| 20. 混合教育審議会の廃止と教育審議会の設置<br>11 Şubat 1864, İ.MMS 1204-4                    | 39. イスタンブルにおける商業学校の開設<br>20 Aralık 1879, İ.DH 64573-2<br>A.DVN.MKL 25/5-1                                     |
| 21. ヨーロッパの書籍の翻訳のための翻訳委員会の設置<br>13 Nisan 1865, İ.MVL 23733-5               | 40. 小学校の成績優秀者に与えられる勲章の製造<br>24 Eylül 1882, İ.DUİT 38/26-2   |
| 22. 技師養成のための技術学校の設立<br>2 Ocak 1867, İ.MMS 1364-5                          | 41. 私立学校 Şemsü'l-Maârif, Medrese-i Hayriyye, Haliliye-i Mahmûdiyye の校長と教員への褒賞<br>13 Temmuz 1883, İ.DH 70852-3 |
| 23. 新設される帝室学校へのムスリム生徒の登録奨励<br>5 Temmuz 1868, İ.DUİT 115/66-2              | 42. イスタンブルで設立される女子工芸学校の法令<br>17 Mayıs 1884, A.DVNS.NZAM.d 1 s.64-68   |
| 24. Galatasaray の帝室学校の設立<br>15 Ağustos 1868, İ.DUİT 115/64                | 43. 新設される技術学校の法令<br>19 Haziran 1884, A.DVNS.NZAM.d 1 s.125-130  |
| 25. イスタンブルで開かれる工芸学校<br>21 Kasım 1868, İ.DH 40618                          | 44. Halkalı Çiftliği で開かれる農業学校の法令<br>13 Ağustos 1884, A.DVNS.NZAM.d 1 s.137-144                               |
| 26. 公教育法の公布<br>18 Haziran 1869, İ.MMS 1541-3<br>A.DVNS.MTAN.d 2 s.221-245 | 45. 非ムスリムの私立学校への視察<br>28 Nisan 1886, MV 9/76  |
| 27. 大学への教師の任命<br>6 Eylül 1869, İ.DH 41632-2                               | 46. イスタンブルにおける中学校 (idâdi) の開校<br>4 Ekim 1886, İ.DUİT 115/43-1   |
| 28. Ahırkapı で設立される助産婦学校<br>28 Ekim 1870, İ.DH 43244-4                    | 47. 商業学校と女子工芸学校の公教育省への移管<br>30 Aralık 1886, İ.MMS 3736-4  |

48. 女子の孤児のための学校設立  
18 Ağustos 1887, İ.MMS 3905-7
49. ルメリにある非ムスリムの学校の視察とトルコ語の教授  
25 Temmuz 1888, MV 34/24
50. 高等小学校 (rüşdiyye) の生徒の制服着用  
10 Ekim 1888, MF.MKT 102/39
51. 獣医学校の設立  
13 Temmuz 1889, İ.DH 89334-2
52. 私立の非ムスリムの学校におけるトルコ語教育の義務化  
30 Mart 1890, MF.MKT 118/61
53. 師範学校の改革  
29 Ekim 1891, İ.MMS 5394-1,4
54. イスタンブルで開かれる民族学校の法令  
20 Temmuz 1892, A.DVNS.NZAM.d 6 s.78-81
55. 非ムスリムの学校におけるトルコ語の教授  
30 Aralık 1894, MV 83/2
56. Dârü'l-hayrの開校式典  
13 Kasım 1898, İ.HUS 69/86; İ.HUS 109/37
57. 再開される大学の法令  
12 Ağustos 1900, İ.DUİT 115/31-3,6
58. 中学校 (idâdi) の年限の一年延長  
23 Eylül 1902, MF.MKT 662/47-1
59. 教育審議会の任務と権限に関する法令  
16 Haziran 1906, ŞD 222/22-4,7
60. 教育のためにキプロスから送られるムスリムの生徒  
23 Temmuz 1908, KB.MAA.FE 3/2121
61. 非ムスリムの学校が適合するために必要な規則  
24 Ağustos 1908, ŞD.NF 223/53-4
62. 工芸学校の法令の改訂  
9 Ocak 1909, ŞD.TNZ 542/36-3,8
63. 中学校 (idâdi) の教育の有料化  
27 Mayıs 1909, ŞD.TNZ 224/76-2,3
64. 初等教育の法案  
10 Haziran 1909, ŞD.TNZ 224/80-2,6
65. 教育勲章の製造  
15 Mayıs 1910, İ.DUİT 37/76-2,5
66. 中等教育の向上のために各州で設置される委員会とその職務  
15 Ağustos 1910, İ.MF 16/29-6,7
67. 統一進歩女子工芸学校への開校許可  
13 Nisan 1911, İ.MF 17/36-4
68. 初等教育の義務に関する法令  
10 Ağustos 1911, MF.MKT 1175/63
69. 教育法の草案の審議会への送付  
18 Aralık 1911, MV 159/133
70. アラビア語地域の諸州においてアラビア語で教授されている科目の一部トルコ語化  
19 Nisan 1913, İ.MMS 164/12-9
71. ベイルートとシリアにおけるアラビア語教育を行う高等中学校 (sultâni) の開校  
1 Ekim 1913, İ.DUİT 84/55-1
72. イスタンブルの工芸学校の最後の3クラスの高等教育機関扱い  
24 Kasım 1913, BEO 4232/317334-3,4
73. ヨーロッパへの留学生派遣  
23 Mayıs 1914, İ.MMS 184/30-2
74. 教育省設立の法令  
29 Temmuz 1914, İ.MMS 188/1-3,4
75. マドラサの改革と Dârü'l-Hilâfeti'l-Aliyye Medresesiの設立  
30 Eylül 1914, İ.DUİT 19/28
76. 私立学校の法令  
12 Ekim 1914, ŞD.HU 231/8-11
77. イスタンブルの医学部の法令の草案  
4 Şubat 1915, ŞD.HU 230/28-35,38
78. 幼稚園の法令  
15 Mart 1915, İ.MMS 194/12-2,3
79. 師範学校と女子師範学校の法令  
5 Temmuz 1915, İ.DUİT 96/43-3,6
80. 聾啞学校の法令  
29 Eylül 1915, İ.DUİT 19/40
81. イスタンブルと地方のマドラサに関する法令  
4 Ekim 1917, İ.DUİT 19/29
82. 外国語としての英語の教授  
30 Ağustos 1920, BEO 4649/348652
83. 視学機関の設置  
21 Aralık 1920, MF.MKT 1239/59-7,18
84. イスタンブル占領の教育への影響と学校擁護委員会の設置  
17 Ocak 1921, İ.DUİT, 98/15-1,4
85. 貧困生徒への教科書無償配布  
17 Ekim 1921, BEO 4696/352186-2

【表2】内容

軍事系官立学校	5
非軍事系官立学校	44
マドラサ	3
非ムスリムの学校	5
ミッション系学校	1
教育関連組織	8
教育行政法	5
その他	14

【表3】時代

セリム3世期 (1789-1807)	1
マフムト2世期 (1808-39)	5
タンズィマート期 (1839-76)	31
第一次立憲政期 (1877-78)	0
アブデュルハミト2世期 (1878-1908)	22
第二次立憲政期 (1908-22)	26

【表4】分類

宸筆 (HAT)	6
勅旨 (î)	43
大宰相府 (A / BEO)	15
閣議 (MV)	4
国家評議会 (ŞD)	7
外務省 (HR)	1
公教育省 (MF)	11
キプロス国立文書館 (KB)	1

## 註

- 1 首相府オスマン文書館について、日本語では、林佳世子「トルコ共和国総理府オスマン文書館所蔵文書」『史資料ハブ』1、2003年、128-135頁。トルコ語では、最新の利用ガイドとして、*Başbakanlık Osmanlı Arşivi Rehberi*, Ankara: T.C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, 2010.
- 2 Osman Ergin, *İstanbul Mektepleri ve İlim, Terbiye ve San'at Müesseseleri Dolayısıyla Türkiye Maarif Tarihi*, 5 vols, 1939-43, rep., İstanbul:Eser Matbaası, 1977; Aziz Berker, *Türkiyede İlk Öğretim 1839-1908*, Ankara: Milli Eğitim Basımevi, 1945.
- 3 Uğur Ünal, *Meclis-i Kebir-i Maârif 1869-1922*, Ankara: TTK, 2008; idem, *II. Meşrutiyet Öncesi Osmanlı Rüşdiyeleri 1897-1907*, Ankara: Gazi Kitabevi, 2008. ユナル氏の経歴は以下のとおり。1975年アンカラ生まれ、1998年ガーズィー大学教育学部卒業、2006年同大学より博士号取得、同大学の助教授、准教授を経て、2012年より現職。他の著作として、idem, *Sultan Abdülaziz Devri Osmanlı Kara Ordusu 1861-1876*, Ankara: TTK, 2016.
- 4 高松洋一「オスマン朝における文書・帳簿の作成と保存 - 18世紀から19世紀初頭を中心に -」『史資料ハブ』4、2004年、106-126頁、同「オスマン朝の文書・帳簿と官僚機構」林佳世子・榎屋友子編『記録と表象 - 史料が語るイスラーム世界 - (イスラーム地域研究叢書8)』東京大学出版会、2005年、193-221頁。
- 5 勅旨について、詳しくは、長谷部圭彦「勅旨 (irâde-i seniyye)」NIHUプログラム「イスラーム地域研究」公益財団法人東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室「オスマン帝国史料解題」<http://tbias.jp/ottomansources/irade-i-seniyye> (2017年2月2日アクセス)。